

令和4年12月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和4年12月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和4年12月22日（木） 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
11月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議
議案第34号 長浜市通園バス利用要綱の一部改正について

日程第5 協議・報告事項
(1) 長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱の一部改正について
(2) 一麦保育園民営化に係る移管先法人の決定について
(3) 令和4年長浜市議会12月定例会月議会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和5年1月教育委員会定例会開催予定 1月26日（木） 午後1時30分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第34号

件 名：長浜市通園バス利用要綱の一部改正について

第1 提出理由

通園バス利用料を滞納する者に対して、利用者等の遵守事項に追加することにより、通園バスの適切な利用を促すため、長浜市通園バス利用要綱の一部を改正するもの。

第2 要点

- 1 第7条の利用者等の遵守事項に、「利用料を滞納しないこと」の項目を追加する。
- 2 様式第2号の許可条件欄について、許可条件とは異なる通園バス利用料の徴収に関する項目を削除し、第7条の内容にあわせ「利用料を滞納しないこと」の項目を追加し、所要の文言整理を行い、様式を改める。

第3 施行期日

令和5年1月1日から施行する。

長浜市通園バス利用要綱の一部改正について

長浜市通園バス利用要綱の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和4年12月22日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市通園バス利用要綱（平成24年長浜市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）利用料を滞納しないこと。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

長浜市通園バス利用許可書

年 月 日

様

長浜市立 園長

年 月 日付けで申込みのあった長浜市通園バスの利用について、
下記のとおり許可します。

対象園児	ふりがな 園児氏名	(満 歳児)
	園 名	長浜市立 園
	乗 降 場 所	
	利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
許可条件	1. 通園バス内では安全を図ることを心がけ、乗務員または添乗者の指示に従うこと。 2. 通園バス停留所（以下「バス停」という。）では他人の迷惑にならないよう気をつけること。 3. 家庭からバス停までの送迎及び乗車、降車については、保護者の責任において行うこと。また、決められた送迎時間を厳守すること。 4. バス停以外の場所等で乗降しないこと。 5. 通園バスを利用しない日は事前に申し出ること。 6. 利用料を滞納しないこと。 7. その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。	

附 則
この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

長浜市通園バス利用要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧																								
<p>(利用者等の遵守事項)</p> <p>第7条 利用者等は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 利用料を滞納しないこと。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">長浜市通園バス利用許可書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">種</p> <p style="text-align: center;">長浜市立 園長</p> <p>年 月 日付けで申込みのあった長浜市通園バスの利用について、下記のとおり許可します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">対象園児</td> <td>ふりがな 園児氏名</td> <td>(満 歳児)</td> </tr> <tr> <td>園名</td> <td>長浜市立 園</td> </tr> <tr> <td>乗降場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">許可条件</td> <td colspan="2"> 1. 通園バス内では安全を図ることを心がけ、乗務員または添乗者の指示に従うこと。 2. 通園バス停留所（以下「バス停」という。）では他人の迷惑にならないよう気をつけること。 3. 客席からバス停までの送迎及び乗車、降車については、保護者の責任において行うこと。また、決められた送迎時間を厳守すること。 4. バス停以外の場外で乗降しないこと。 5. 通園バスを利用しない日は事前に申し出ること。 6. <u>利用料を滞納しないこと。</u> 7. その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。 </td> </tr> </table>	対象園児	ふりがな 園児氏名	(満 歳児)	園名	長浜市立 園	乗降場所		利用期間	年 月 日～ 年 月 日	許可条件	1. 通園バス内では安全を図ることを心がけ、乗務員または添乗者の指示に従うこと。 2. 通園バス停留所（以下「バス停」という。）では他人の迷惑にならないよう気をつけること。 3. 客席からバス停までの送迎及び乗車、降車については、保護者の責任において行うこと。また、決められた送迎時間を厳守すること。 4. バス停以外の場外で乗降しないこと。 5. 通園バスを利用しない日は事前に申し出ること。 6. <u>利用料を滞納しないこと。</u> 7. その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。		<p>(利用者等の遵守事項)</p> <p>第7条 利用者等は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">長浜市通園バス利用許可書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">種</p> <p style="text-align: center;">長浜市立 園長</p> <p>年 月 日付けで申込みのあった長浜市通園バスの利用について、下記のとおり許可します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">対象園児</td> <td>ふりがな 園児氏名</td> <td>(満 歳児)</td> </tr> <tr> <td>園名</td> <td>長浜市立 園</td> </tr> <tr> <td>乗降場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">許可条件</td> <td colspan="2"> 1. <u>通園バス利用料、月額1,500円を毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は祝日の場合は前日）に際する法律（昭和25年法律第178号）に規定する休日に該当するときは、これらの日の翌日）に保育料と合わせて徴収する。</u> 2. 通園バス内では安全を図ることを心がけ、乗務員または添乗員の指示に従うこと。 3. <u>バス停では他人の迷惑にならないよう気をつけること。</u> 4. <u>客席からバス停までの送迎及び乗車、降車は保護者の責任において行うこと。また、決められた送迎時間を厳守すること。</u> 5. 通園バスを利用しない日は、事前に申し出ること。 6. <u>バス停以外の場外で乗降しないこと。</u> 7. その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。 </td> </tr> </table>	対象園児	ふりがな 園児氏名	(満 歳児)	園名	長浜市立 園	乗降場所		利用期間	年 月 日～ 年 月 日	許可条件	1. <u>通園バス利用料、月額1,500円を毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は祝日の場合は前日）に際する法律（昭和25年法律第178号）に規定する休日に該当するときは、これらの日の翌日）に保育料と合わせて徴収する。</u> 2. 通園バス内では安全を図ることを心がけ、乗務員または添乗員の指示に従うこと。 3. <u>バス停では他人の迷惑にならないよう気をつけること。</u> 4. <u>客席からバス停までの送迎及び乗車、降車は保護者の責任において行うこと。また、決められた送迎時間を厳守すること。</u> 5. 通園バスを利用しない日は、事前に申し出ること。 6. <u>バス停以外の場外で乗降しないこと。</u> 7. その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。	
対象園児		ふりがな 園児氏名	(満 歳児)																						
		園名	長浜市立 園																						
		乗降場所																							
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日																							
許可条件	1. 通園バス内では安全を図ることを心がけ、乗務員または添乗者の指示に従うこと。 2. 通園バス停留所（以下「バス停」という。）では他人の迷惑にならないよう気をつけること。 3. 客席からバス停までの送迎及び乗車、降車については、保護者の責任において行うこと。また、決められた送迎時間を厳守すること。 4. バス停以外の場外で乗降しないこと。 5. 通園バスを利用しない日は事前に申し出ること。 6. <u>利用料を滞納しないこと。</u> 7. その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。																								
対象園児	ふりがな 園児氏名	(満 歳児)																							
	園名	長浜市立 園																							
	乗降場所																								
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日																							
許可条件	1. <u>通園バス利用料、月額1,500円を毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は祝日の場合は前日）に際する法律（昭和25年法律第178号）に規定する休日に該当するときは、これらの日の翌日）に保育料と合わせて徴収する。</u> 2. 通園バス内では安全を図ることを心がけ、乗務員または添乗員の指示に従うこと。 3. <u>バス停では他人の迷惑にならないよう気をつけること。</u> 4. <u>客席からバス停までの送迎及び乗車、降車は保護者の責任において行うこと。また、決められた送迎時間を厳守すること。</u> 5. 通園バスを利用しない日は、事前に申し出ること。 6. <u>バス停以外の場外で乗降しないこと。</u> 7. その他利用上必要な指示に反する行為をしないこと。																								

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

一時預かりサービス利用料を滞納する者に対して、利用承認の取消し等の該当事項に追加することにより、一時預かりサービスの適切な利用を促すため、長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱の一部を改正するもの。

第2 要点

第10条の利用承認の取消し等の該当事項に、「利用料を滞納し、かつ、督促に応じないとき」を追加する。

第3 施行期日

令和5年1月1日から施行する。

長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、対象児童又はその保護者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、利用の承認を取り消し、又は承認の条件を変更することができる。</p> <p>(1) 対象児童としての要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請又は不正な手続により、利用の承認を受けたとき。</p> <p><u>(3) 利用料を滞納し、かつ、督促に応じないとき。</u></p>	<p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、対象児童又はその保護者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、利用の承認を取り消し、又は承認の条件を変更することができる。</p> <p>(1) 対象児童としての要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請又は不正な手続により、利用の承認を受けたとき。</p>

一麦保育園民営化に係る移管先法人の決定について

1. 移管先法人 所在地 長浜市湖北町速水2277番地
名称 社会福祉法人香雲会 理事長 門池 守

2. 実施経過

10月5日	一麦保育園民営化事業プロポーザル選定委員会第1回会議において、募集要項、評価基準について審査決定を受ける。
10月11日	募集要項の公告 ※市ホームページへ掲載
10月11日～31日	質問書受付期間
11月9日	質問に対する回答（1者／4件） ※市ホームページへ掲載
11月25日	参加申込書の受理（1者）
12月12日	一麦保育園民営化事業プロポーザル選定委員会第2回会議において、移管先法人候補者を選定。
12月14日	移管先法人を決定（市長決裁）

3. プロポーザル評価結果

評価項目		配点の合計	評価点の合計
1. 応募法人について		20	16
2. 既運営施設の運営状況について		20	12
3. 基本的な認定こども園運営等について	応募動機、教育・保育理念、基本方針、認定こども園の役割/運営に対する考え方	120	90
4. 教育・保育の内容等について	開園日及び開園時間	20	12
	教育・保育の目標、ねらい及び指導内容	40	28
	支援を必要とする子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応に係る支援体制	60	42
	延長保育、一時預かり保育事業等	40	24
	給食・食育	20	13
5. 安全対策等について	安全対策、事故防止策	20	13
	個人情報の管理	20	12
	衛生管理、感染症対策	20	12
6. 保護者や地域との連携について	家庭及び保護者との信頼関係を築くための取組み、保護者に対する支援	20	12
	地域や小学校等との交流・連携	20	12

7. 職員の資質向上について		20	14
8. 職員の配置について		40	26
9. 新園舎建設計画について	建設スケジュール	20	12
	建設資金計画	20	12
10. 財務状況について		60	39
合計		600	401
備考 応募法人の選定評価は、募集要項5(1)に定めた評価項目等に基づき、委員6人で行いました。評価項目ごとに各委員が付けた評価点の最高点と最低点それぞれ1データずつを除いた残りの評価点を合計（満点600点=150点×4データ）して算出しました。			

4. 選定理由

一麦保育園民営化に係る移管先法人募集要項に基づき審査を行ったところ、地元で長年にわたり保育所を運営されてきた実績や、支援が必要な子どもや保護者へのケアなどを評価したほか、分かりやすいプレゼンテーションで、質疑応答にも丁寧かつ明瞭に回答され、民営化後の保護者とのコミュニケーション・意思疎通にも不安がないものと評価しました。

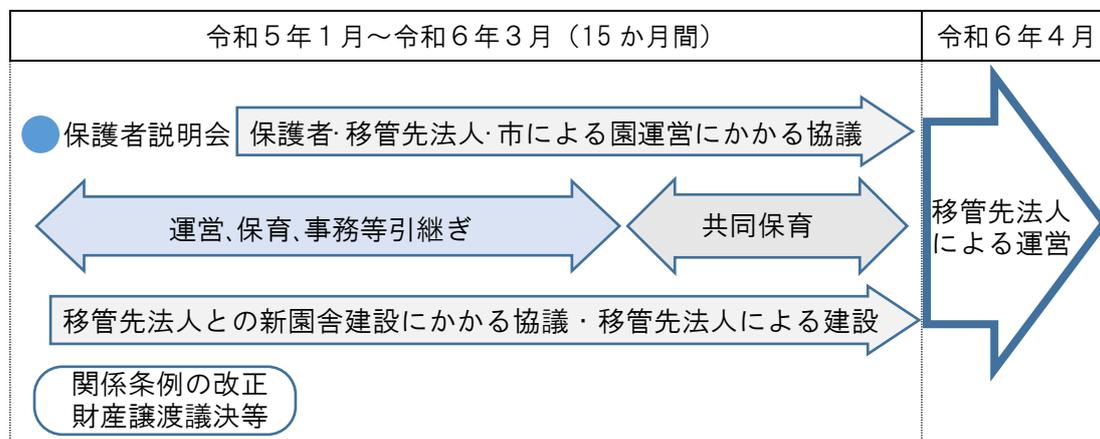
また、心の教育を大切にされた教育・保育に取り組んでいくという熱意がプレゼンテーションで伝わり、今後、公立の保育所として培ってきた保育に加え、民間園の特色を活かした教育・保育が期待されます。

財務面においては、現在の収支状況も問題なく、今後の新園舎建設に伴う新たな負担に備え、積立金の積み増しを行っていることが確認できました。

以上のことから、一麦保育園の運営を移管する法人として評価できるものと判断し、また、評価点の合計（401点）が募集要項5(2)イに定めた最低基準点の360点を超えることから、移管先法人として選定しました。

なお、令和6年4月1日の移管に向け人材確保を重要課題と捉え、今後も法人の採用計画と確保状況を注視していきます。

5. 今後のスケジュール



5. 移管先法人の選定方法等

(1) 審査の方法

次の評価項目について、選定委員会で別に定める選定基準（以下「選定基準」といいます。）に基づき審査を行います。

評価項目
1. 応募法人について 現運営施設の運営実績、法人監査の状況等について評価します。
2. 既運営施設の運営状況について 既運営施設で整備・運用している計画やマニュアルの整備状況等について評価します。
3. 基本的な認定こども園運営等について 基本理念、運営に関する考え方、定員設定、処遇改善や公立園を引継ぐことに対する考え方等について評価します。
4. 教育・保育の内容等について 開園日及び開園時間の設定状況、支援を必要とする子どもの受入れに対する考え方や支援体制、延長保育事業の実施予定、食育に対する考え方や実施状況等について評価します。
5. 安全対策等について 安全対策や事故防止策、個人情報保護や管理に対する意識、感染症・食中毒等への対応、施設の衛生管理等の状況について評価します。
6. 保護者や地域との連携について 家庭及び保護者との信頼関係を築くための取組み、保護者に対する支援、地域や小学校等との交流・連携等の状況について評価します。
7. 職員の資質向上について 職員の資質向上のために、体系的・計画的に研修が実施できているか、研修に参加するための考え方や取組みについて評価します。
8. 職員の配置について 配置予定の保育教諭、栄養士、調理員等や職員の確保の状況について評価します。
9. 新園舎建設計画について 建設スケジュールや資金計画について評価します。
10. 財務状況について 法人全体の財務状況や財政基盤の安定化、資金収支予算計画について評価します。

(2) 選定の方法

選定委員会において、本募集要項に基づき提出された提案書等について審査を行い、次のとおり移管先法人の候補者の選定を行います。

ア 選定基準の内容に基づく提案書の審査及び提案者からのヒアリングにより評価を行い、評価項目ごとに各委員が付けた評価点の最高点と最低点それぞれ1データずつを除いた残りの評価点の合計点が最も高い者を候補者として選定します。

イ 配点の合計の60%以上を最低基準点とし、60%未満の提案者は、候補者として選定しません。

ウ 提案者が1者のみの場合であっても配点の合計の60%以上であれば、候補者として選定します。

令和4年長浜市議会12月定例会月議会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆個人質問

北川 陽大	<p>スポーツ庁より、子どもたちが専門性のあるスポーツ指導を受けるための方針が出され、2023年4月より新たな制度がスタートし、平日だけの部活動指導となり、土日に関しては地域移行に向けて部活外活動として、2023年4月より3年間の地域移行期間に入るが、部活動の土日地域移行について、積極的に取り組まれるのか当市の考えを問う。</p>	<p>国が示す部活動の地域移行は、少子化により、子どもたちが希望する部活動がなかったり、団体競技の部活動が単独では成り立たないといった課題を持つ本市にとって、たいへん有効なものと考えている。</p> <p>また、今回の地域移行により、従来の学校部活動が持つ教育的意義に加え、子どもたちが、地域のなかに入って活動することで、多くの人とのつながりやふれあいを通じ、多様な経験が積み、「生きる力」の育成や、地域への愛着形成にもつながるのではないかと考えている。</p> <p>部活動の地域移行は、子どもたちへ持続可能な部活動を提供するとともに、子どもたちの可能性を広げるチャンスととらえ、積極的に取り組んでいきたいと考えている。</p>	教育長	すこやか教育推進課
北川 陽大	<p>現在、市民の方から来年以降の部活動について、不安の声を多くいただく。長浜市では地域移行に向けての具体的な進捗状況が、対象となる年齢の子どもや保護者に対し伝わっていないのではないかと感じるが、地域移行に向けて、現在の当市の進捗状況について問う。</p>	<p>現在の取組状況としては、教育委員会だけでなく、スポーツや文化芸術を担当する市長部局と連携し、各校の部活動の状況調査や先進地の視察、国の動向を確認しながら事業の進め方などを検討している。</p> <p>11月には、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団・市民芸術文化創造協議会・長浜文化スポーツ振興事業団などの外部の団体や、学校の代表からなる懇談会を設置し、第一段階として、休日の部活動の地域移行の実現に向けて、今後の具体的な取組内容について検討を進めているところである。</p> <p>市としては、地域への移行体制が整ったところから、順次、休日の移行を進める予定であるため、直ちに学校部活動が地域に移行となるわけではない。</p> <p>今後、子どもたちや保護者に不安を与えることのないよう、進捗状況を入学説明会でお知らせす</p>	教育部長	すこやか教育推進課

		るとともに、市のホームページや学校の広報紙を通じて、周知に努めていきたいと考えている。		
	(再問) 4月から部活動が存続できず、休日だけでなく平日も部活動ができなくなるという不安があると思うが、部活動がなくなるわけではないとの説明が必要ではないか。	4月以降に、部活動がなくなるわけではない。今年度の夏季大会後、休部する部活動はいくつかあるが、それ以外は今までどおり実施される。市のホームページなどで周知していきたい。	教育部長	すこやか教育推進課
	(再々問) 部活動が存続できなくなるのではないかという不安が錯綜している。現段階でできることは何か。	保護者の中での話なのか、先生の中での話なのかはわからないが、現段階ではそのような話は聞いていない。 入学説明会での説明や情報誌の配付、ホームページへの掲載等で周知していきたい。	教育部長	すこやか教育推進課
北川 陽大	現在、部活動に関わっている教職員は来年度も平日は指導可能だが、3年間の地域移行の期間中、土日の部活動の関わり方は不確定である。教職員の中には部活動に働き甲斐を感じている方もおり、また、全国の地域移行を先行して行っている自治体の状況を調べると、現在指導をしている教職員の力を借りなければ部活動が成り立たない現状も見えてきている。そこで、当市における教職員の部活動の関わり方、特に土日に関してはどう考えているのか問う。	地域移行までの間は、教職員には部活動に関わっていただく予定である。また、地域移行後もその力をお借りしたいと考えている。 現在、国において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定中であり、その動向を注視しながら、よりよい教職員の部活動への関わり方について検討をしていく。	教育部長	教育指導課
	(再問) 教職員の方の中にも、「土日の部活動	先生方に地域移行で携わっていただく場合には、兼職兼業という形になる。そのことについて	教育部長	教育指導課

	<p>に関われないのではないか」という誤った情報をお持ちの方もおられる。この秋に、部活動を見学に行った際に、その不安を口にされた方もおられた。教職員の方々にも正しい情報が伝わるようお願いしたいと考えるが、今後のスケジュールについて、現段階で決まっているか問う。</p>	<p>は、現在明確に示されておらず、現状は兼職兼業で進むものと伺っている。まだ確定していないことを先生方に「必ず出来ます」「出来ません」とお伝えすることはできないが、現状については、お伝えしていきたい。</p> <p>地域移行にあっては、そのような問題を解決していかなければ先生方の関与ができないことになるため、しっかりと検討した上で、あるいは国からの通達等を受けた上で対応していきたい。また、部活動の地域移行をしない場合は、先生方に現在と同じように対応していただくことに変わりはないので、その点はしっかりと周知していきたい。</p>		
押谷 正春	<p>近年、びわ地区ではびわ大橋が開通し、通学路の変更が余儀なくされ、冬季には降雪具合から堤防下の農道を利用した通学路が除雪もされていないことなどから、児童生徒は大変苦勞している。こうした状況下での児童生徒の登下校について「長浜市通学路交通安全プログラム」での点検等はどうかであったか問う。</p>	<p>「長浜市通学路交通安全プログラム」は、毎年4月の各学校からの報告により、通常の道路状況における通学路の危険箇所について、道路管理者や警察等と合同点検を実施した結果を掲載しているものであり、積雪時の通学路の状況を対象としたものではない。</p> <p>また、ご指摘の箇所については、びわ大橋建設時に安全な迂回路が設けられたことから、学校から危険箇所の報告は受けていないため、合同点検は実施していない。</p> <p>なお、当通学路は、除雪対象路線となっていないことから、保護者や地域のボランティアのご協力により対応いただいているが、大雪時の対応は困難なことから、除雪されている道路へ迂回するなど、学校や地域と連携した安全対策を講じていきたいと考えている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再問) 雪の多い地域なので、通学路安全プログラムの対策に、降雪についての対策も入れてほしい。</p> <p>市内の通学路には、防護柵がなく、危険な箇所もあるため、県に要請し、点検をして欲しい。</p>	<p>雪の状況は、年や日によって状況が異なり、想定することは難しいため、降雪を含めての対策は考えられない。</p> <p>通常の通学路の点検箇所については、学校から報告していただければ点検対象となる。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再々問) 積雪時を含めての対策は考えられ</p>	<p>農道については、除雪されない箇所になっている。もともとは上の堤防をとおられたが、びわ</p>	教育部長	すこやか教育推進

	<p>ないということだが、保護者からは事故が起きるまでに対応してほしいという声もある。地域特有の積雪を考えた安全対策をお願いしたい。</p>	<p>大橋が開通してからは現在の通学路に変更された。昨年は、工事のため一本北の道を通っておられたと聞いており、その除雪される安全な迂回路を利用させていただきたい。</p>		課
押谷 正春	<p>通学路の降雪時での除雪等については、関係する地域が一体となって取り組むことが求められているが、河川敷に隣接している通学路では、地域での除雪等も困難な状況にある。こうした河川敷に隣接する通学路の安全対策、特に冬季の除雪等への対応についてどのように考えているのか問う。</p>	<p>河川敷に隣接する通学路における、除雪対象路線となっている通学路については、道路管理者が除雪を行なっている。</p> <p>一方、除雪対象路線となっていない通学路については、今ほどお答えしたように、保護者や地域のボランティアの方たちのご協力により、除雪を行っていただきたいと考えている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再問) どこがその通学路の箇所を管理しているのか確認していただきたい。そして、安全な通学路の対応をしていただきたい。</p>	<p>子どもたちが隣の自治会の道を通る時も、その自治会ではなく、その道を通る子どもの自治会に除雪をしていただいている例もあるため、どこが管理しているということだけでなく、自治会同士で協力していただき、安全な通学路の確保をしていただきたい。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
鬼頭 明男	<p>その後の使用済み紙おむつについてのアンケート実施の検討について問う。</p>	<p>使用済み紙おむつの園処分についてのアンケートについては、職員向けに10月中旬に実施した。結果については、園処分に切り替えることによる業務負荷軽減への期待がある一方、保護者が、子どもの健康状態を物理的に感じ取れるものを失うことになることから、これまでどおりの保護者処分がよいという意見とが拮抗する状況であった。</p> <p>この結果を踏まえ、12月中に保護者アンケートを実施する予定で準備を進めている。</p>	教育部長	幼児課
	<p>(再問) 使用済み紙おむつの処分費用の保護者負担もあり得ることだったが、12月に</p>	<p>アンケートの内容については確定していないが、保護者負担があるかもしれない、あった場合についての意見を問うことも含めた内容のアンケートになると思われる。</p>	教育部長	幼児課

	実施予定の保護者アンケートの内容はどのようなものか。			
	(再々問) 長浜市では、使用済み紙おむつの処分は無料であるため、園処分の場合も保護者負担はなしで実施すべきと考えるが、アンケートの内容は、デメリット中心の内容とするのか、保護者負担を軽減するための思いを込めたものとなるのか問う。	再問では、保護者負担もあり得ることについてアンケートで問うのかといった内容であったため、保護者負担についての内容を含めた設問があると答弁した。 保護者アンケートについては、使用済み紙おむつの処分費用を保護者に負担していただくことを前提としたものではなく、色々と想定される事柄について、保護者に何うものを考えている。	教育部長	幼児課
鬼頭 明男	6月定例会後、保育所等での使用済み紙おむつの持ち帰りについて、「処分してもらえると大変助かる。」など市民の方から沢山のご意見を頂き、使用済み紙おむつについては、保護者、保育所等の職員の負担軽減として、進めていくべきだと考えるが本市の考えを問う。	使用済み紙おむつの園処分の実施には、保護者の要望や園の職員の理解も必要であり、既に実施した職員アンケートの結果や、これから実施する保護者アンケートの結果をもとに、園との協議をすすめていく。 使用済み紙おむつを園で回収した場合には、一時的な保管場所の確保や方法、処分手間や費用の捻出といった課題もある。また、回収した使用済み紙おむつを処理施設で焼却処分するだけでなく、再資源化など、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に寄与できないかを関係各課・機関と協議・研究していきたいと考えている。 これらの課題を解決し、保護者の負担軽減・職員の負担軽減が共に実現できるよう、検討を重ねていきたいと考えている。	教育部長	幼児課
竹本 直隆	長浜市だけではなく、滋賀県全体で増えた不登校の原因はどのように分析しているのか問う。	令和4年10月27日に滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課より情報提供された、「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査等の結果の概要」によると、滋賀県全体における不登校児童生徒数の増加は、コロナ禍が長引く中、生活のリズムの乱れや欠席に対する抵抗感が低くなったことが要因と分析されている。 また、不登校児童生徒の社会的な自立をめざして、多様な学びの場を確保するように定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機	教育長	教育指導課

		<p>会の確保等に関する法律」の理解が進んだことで、これまで以上に個々の状況に応じた支援を行うようになったことも要因と分析されている。</p> <p>長浜市も、滋賀県と同じ傾向にあると分析している。</p>		
	<p>(再問) 長浜市と同じ人口規模の市町と比較し、分析しているのか。</p>	<p>同じような人口規模での市町との比較はしていないが、他の市町も、不登校児童生徒数は増えていると聞いている。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再々問) 新型コロナウイルスの感染が収まった時には、どのような結果がでるか注視しなければならないと思うが、新型コロナウイルスが沈静化した状況では、どのような対応をしていくか。</p>	<p>新型コロナウイルスは若干、沈静化している。対応としては、一人一台端末を使った支援が行えるようになったので、多様な形で支援を行っていく。</p>	教育長	教育指導課
竹本 直隆	<p>教育委員会や学校、家庭が様々な対応や改善に向けて答えが出しにくい問題ではあるが、コロナ禍で生活リズムが乱れ、欠席することへの抵抗が薄れたことが影響しているとの声もあり、要因分析はなされていると思うが、新たな長浜市の対応、改善策について問う。</p>	<p>各校において、児童生徒の欠席日数が増加してきた場合、早期に欠席の背景を分析し、その対応を考えている。その際、コロナ禍における生活リズムの乱れや不安感などの影響に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・医療等の専門家を活用した教育相談の充実を図っている。</p> <p>学校外においては、長浜市教育センター内に「子どもサポートルームなないろ」があり、個々の状況に合わせた学習活動や体験活動を行いながら、社会的自立に向けた支援を行っている。</p> <p>また、新たな取組としては、多様な学びの場の充実に努めていきたいと考えており、その取組の一つとして、ICT機器を活用した支援を進めていく。すでに、一人一台端末を使用し、学校と家庭を繋いだオンライン授業や、課題・学習動画の配信、担任と不登校児童生徒とのメッセージ交換による交流、A I 型ドリル (Qubena) を活用した個別最適な学習などの支援を始めており、実際に、「欠席中も、学校より配信された運動会の練習動画を見て練習し、運動会に参加することができた」「別室でオンライン授業の学習に取り組むことで、教室で授業が受けられた」と報告を受けている。</p>	教育長	教育指導課

		<p>また、不登校支援を行うフリースクール等民間施設との連絡協議会に担当職員が参加し、連携を深めていく。</p> <p>今後も、不登校児童生徒・保護者に寄り添った、きめ細やかな支援を目指していく。</p>		
竹本 直隆	<p>不登校の小中高生が、学校以外で学んだり友達と過ごしたりできる居場所のことで定義されているが、長浜市のフリースクールの実態について問う。</p>	<p>フリースクールとは、一般的に、不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行っている民間施設のことを言い、その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。</p> <p>現在、長浜市内において、児童生徒が通っているフリースクール等民間施設は3つであり、10月には10名が利用したと把握している。</p>	教育部長	教育指導課
	<p>(再問) フリースクールに対して、接点はあるか。</p>	<p>フリースクールとは、連絡協議会に参加し連携している。また、フリースクールへ行くことで学校は出席扱いとしている。その際には、学校長がフリースクールの方と面談し、内容等を確認して出席扱いにしている。</p>	教育部長	教育指導課
竹本 直隆	<p>滋賀県では甲賀市、草津市、彦根市、米原市の4市だけが公的支援をされているが、不登校が急増している中で、本市も検討すべきと思うが見解を問う。</p>	<p>甲賀市、草津市、彦根市、米原市でフリースクールに通う児童生徒に対して、公的支援が行われていることは承知している。</p> <p>令和5年4月1日に設置されるこども家庭庁の「令和5年度予算概算要求」によると、こどもの居場所づくり支援として、「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施」が新規に予定されている。</p> <p>国の動向に注視しながら、本市でも関係課と連携し、研究していく。</p>	教育部長	教育指導課
矢守 昭男	<p>栄養バランスの良い給食、子ども達の満足度の高い給食の提供により食材ロスを減らすための献立会議の成果や考えを問う。</p>	<p>給食の献立は、「学校給食摂取基準」を踏まえつつ、子どもたちのリクエスト給食や、国際都市・各都道府県にちなんだ食材や、地元で生産された食材を取り入れた日を設定することにより、子どもたちが様々な食材や献立に出会い、食に関心を持ってもらえるように工夫している。</p> <p>さらに、毎月開催している「おいしい給食推進会議」で、各学校および保護者の代表者から意見を伺い、献立に反映しているところである。</p> <p>6月に実施した食育のアンケートでは、「給食の味」について、「おいしい」及び「まあまあおいしい」との回答が70.6%あり、「普通」という回答と合わせると92.8%の子どもが、給食の味に満足し</p>	教育部長	すこやか教育推進課

		<p>ている結果となっている。</p> <p>なお、食育のアンケートの結果については、市のホームページに掲載しているところである。</p> <p>子どもたちにとって、魅力あるおいしい給食を提供することが、食品ロスの削減にもつながると考えており、今後も学校や家庭と連携を図りながら、安全安心な給食の提供に努めていく。</p>		
矢守 昭男	<p>現在は約2ヶ月前に食材の見積依頼をされて提供されているが、充実した食材の安定供給をするためには、1年前に生産依頼をするなどが、食材の安定供給、安定生産、生産者の生産意欲向上に繋がると思われるが、食材の安定供給についての考えを問う。</p>	<p>学校給食における地産地消の取組としては、これまでから申しあげているように、給食物資の選定において、金額だけではなく、生産地を大きな要素として捉え、優先的に地場産野菜の積極的な活用に努めている。</p> <p>1年前に生産依頼をすることは、適正価格の設定やできる限り多くの生産者が参加できるしくみづくりも含めて検討していく必要がある。</p> <p>引き続き、関係部署や団体と協議を継続しながら、地場産野菜の積極的な活用に向けた様々な方策を検討していく。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再問) 積極的な活用に向けた様々な方策を検討するということが、地場産の食材をどれくらいで提供できるようになるのか。</p>	<p>正確なことは申しあげにくいですが、現在、入札により納入業者を決定しているが、1年前に食材の生産依頼を行う限定した形での購入となれば、現在の食材の調達方法と合致させることや、当日、野菜が採れなかった場合などの対応等、検討すべきことがあり、それなりの時間がかかると考えている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
矢守 昭男	<p>通学路の歩道除雪については本年9月定例月議会でも同僚議員から質問されたが、児童が沢山いる所などモデル地区で一度地域ごとに小型除雪機を貸し出して、地域づくり協議会や自治会、ボランティア作業の方々が少しでも利用が出来る糸口が見えるような提案があり、当局</p>	<p>除雪対象路線となっていない通学路の歩道除雪については、保護者や地域のボランティアのご協力により対応いただいております、今年も学校を通じて、保護者へ呼びかけているところである。</p> <p>また、各学校には、敷地内だけでなく、学校周辺の除雪についても可能な範囲でお願いしている。</p> <p>教育委員会として、ご提案いただいた地域への小型除雪機の貸し出しや、作業協力について、学校を通じ確認を行い、検討した。</p> <p>その結果、学校で除雪機が使われていない時間帯の貸し出しは可能であるが、今のところ、作業協力者の確保ができないため、学校の除雪機の貸し出しによる対応は難しい状況となっている。</p> <p>引き続き、人の確保について、努力していきたい</p>	教育部長	すこやか教育推進課

	<p>からは、「地域に協力いただけるような体制を今後検討してまいりたいと思います。」とご答弁いただいたところある。</p> <p>このことを受け、12月になり本格的に雪のシーズンとなったが、検討結果はどうなったのか、当局の考えを問う。</p>	と考えている。		
	<p>(再問) 地域除雪の委託補助金を活用し、モデル地域として、国道8号線までの駅前歩道除雪の試験的な人員確保や、地域の方への委託を考えてはどうか。</p>	道路の除雪が優先されるため、歩道の除雪は後回しになってしまう。当日に雪が降っても、すぐに除雪をしてもらうことはできないため、道路除雪の合間に人員の確保を考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再々問) 道路除雪が一番であるが、天気予報でわかるため、早めに除雪をすることで、時間のロスは少ないのではないか。</p>	道路除雪を優先させた後の除雪になる。夕方や翌日になってしまうかもしれないが、できるだけ早い除雪をしていきたい。	教育部長	すこやか教育推進課
中川 リョウ	<p>児童数の減少やもともと児童が少ない小規模学校では創立記念事業を行うための寄付を集めることも難しいと聞いているが、そういった小規模学校への対応について見解を問う。</p>	学校創立記念事業は、各実施団体により、事業内容を計画され、自主的に実施されているものであるため、本市としては、児童数などの学校規模ではなく、適正に計画された事業に応じた補助をすることが肝要であると考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再問) 小学校は地域の拠点とした中心であり、特色ある教育がされてきた。これからも続いていく小規模校に対して、しっかりと対応し、支えていく気持</p>	<p>地域で盛り上げていただくことはありがたい。</p> <p>創立記念事業は学校の規模に応じて行うのではなく、事業規模に応じた補助が望ましいと考えている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課

	ちはないのか。			
中川 リョウ	<p>創立100年までの創立事業には補助金が交付されるが、100年を超えると次の200年まで補助金が交付されない。今後学校の統廃合が続き、廃校になってしまいう学校もあるが、せめて50年単位で補助金を交付できないか、当局の見解を問う。</p>	<p>学校においては、創立100年までは10年ごとに記念事業を実施されることが多く、また、学校再編により新たに設置された学校に対しても支援する観点から、100年を区切りとして補助金を交付しているところである。</p> <p>創立150年での補助金交付の希望があることは承知しているが、本市としては100年を節目と考え、当該補助制度を設けているため、ご理解いただきたい。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再問) 学校がなくなっていく地域もある。</p> <p>例えば、高月地域の小学校は4校で小規模校である。50年先に学校があるのかは難しいのではないか。この先、人口減少や過疎化は止められない中で、補助金を変えていかないのか。検討のテーブルにも乗らないのか。</p>	<p>すでに150周年事業をされている学校があるため、50年での補助はしないと決定した。公平性の観点から難しい。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再々問) 言われていることもわかるが、地域からの要望がある。他にも補助金があるので、もっと使いやすい方法を検討していただきたいと考えるが、どうか。</p>	<p>補助金は公平性の観点からしか考えられない。</p> <p>文部科学省のモデル事業等があるため、それらの事業の活用を学校に紹介し、選んでいただきたい。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
高山 亨	<p>前教育長も、この「全国学力テスト」の結果については、詳細に分析しながら、長浜市の教育で何が弱いのか、何が問題なのか等を見極</p>	<p>今年度の全国学力テストでは、中学校数学の平均正答率が全国を上回り、分析したところ基本的な計算力が身につけていることが分かったが、他の教科では、基礎・基本の定着に課題が見られた。</p> <p>一例として、漢字の意味を理解して文の中で正しく使うこと、算数では割合の意味の理解が不十分であり、また、「思考・判断・表現力」を問う問</p>	教育長	教育指導課

	<p>めながら、現場の日々の実践に生かしていくことが大切であり、生かせるようにしていくとおっしゃっていたが、今回の結果を受けての分析と、今後の学校教育への生かし方について問う。</p>	<p>題では、自分の考えをまとめ、相手に伝わるよう記述することに課題が見られた。</p> <p>そこで、このような課題を解決するため、各校において、基礎・基本の定着を図ることを目的に、授業や家庭学習などでAI型ドリル「Qubena」を活用して、個別最適な学びに取り組んでおり、また、グループで自分の考えを伝え合うなどの協働的な活動を多く取り入れ、確かな学力を身につけるための授業改善に取り組んでいる。</p> <p>今後もこのように全国学力テストの結果を分析し、学校教育に生かしていく。</p>		
	<p>(再問) 長浜市の教育の評価について、全国学力テストによる評価だけでなく、日々実践の中でどのように評価されているのかについて問う。</p>	<p>全国学力テストで測れる学力を身に付けることが必要である。そのため、子どもたちに、どのような力を付けるのか、どのような力が付いたのかを日々の授業や定期テストで確認しながら、評価している。</p>	教 育 長	教育指導課
高山 亨	<p>今年の4月はじめに、市長の記者会見で「3年後に県1位を目指す、そして全国1位をめざす」とされたが、その後、「3年後に全国最高水準都道府県と同レベルに到達する」と目標の練り直しをされた。「全国学力テスト」については、教育者の間でも現場からも、学力の一側面を測るものであるが、学力をすべての優劣と勘違いして、順位を競い合うことによる弊害が大きいとされている。そうしたことも踏まえておられるはずだが、この目標について問</p>	<p>6月定例会で答弁したように、本調査により測定できるのは学力の一部であること、教育上の効果や影響等に配慮することが重要であることは十分認識しており、順位を競い合うことは求めていない。</p> <p>これからの時代は、変化が激しく予測困難であり、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、情報を再構成して新たな価値につなげていくこと等ができるようにすることが求められている。</p> <p>本市の目標は、すべての子どもたちがこうした「真の学力」を身につけることとしており、全国学力・学習状況調査で3年後に全国平均を超え、その後、全国最高水準都道府県と同レベルとすることは、目標ではなく、あくまでも目標達成の指標として位置づけているところである。</p>	教 育 長	教育改革推進室

	う。			
	<p>(再問) 学校関係者ではなく、周りの者が順位を気にされることから、学校現場が点数アップ対策に取り組む地域もある。長浜市ではそうしたことはされていないと感じているが、「真の学力」をつけていくための教育目標と学力テストの指標との兼ね合いについて問う。</p>	<p>本市において、学力テスト対策は求めておらず、学校現場でも学力テスト対策をしていない。ただし、日頃の授業や取組をとおして、「生きる力」をつけていることになり、そうしたものが子どもたちにしっかりついているかを確認していくことは大事なことである。年に一度の学力テストだけで、その効果を測るのではなく、いろいろな場面等で測ることで、子どもたちに力をつけていきたい。教育に携わる者にとって、子どもたちに学力をつけていくことは一丁目一番地のことである。</p> <p>子どもたちの可能性を信じて、できるだけ力をつけていきたいという思いであり、それを見守っていただきたい。</p>	教育長	教育改革推進室
	<p>(再々問) フィンランドでは、社会的平等の成果や図書館の効果的な活用等により、教育格差が小さく教育水準が高いことが報告されている。学力アップにとって何が一番大事か問う。</p>	<p>教育格差については経済格差など、子どもたちの学力や生活に影響していることは承知している。</p> <p>そのため、家庭や社会、健康福祉部とも連携しながら、子どもが誕生した頃から一緒に考え、社会総がかりで子育てができればと思っている。読書については、学習状況調査の中で長浜市の子どもたちの読書量が少ないことが報告されている。図書館や学校司書とも連携を深め、読書量を増やすなどの施策を推進していきたい。</p>	教育長	教育改革推進室
高山 亨	<p>教師に余裕がない中では、より良い教育活動は難しく、授業改善や学力向上の取組にも影響する。これまでも長時間労働の解消については、日々の教育活動における会議や報告等の精査、校務支援システムの活用による事務時間軽減、部活動の地域移行化に向けての取組等で、解消に努めていくと答えられていた。この間の取組で、それ</p>	<p>校務支援システムの導入、会議や報告の精査等、各校での働き方改革を実践してく中で、教職員からは「作業の効率が図れた」「操作に慣れ、スムーズに処理を行うことができた」との声を聞いている。上半期の勤務状況では45時間以上の勤務が、令和3年度は56%であったが、令和4年度は53%と3%減になっている。</p> <p>今後も引き続き、教職員全体の働き方改革の取組をより一層推進し、一人ひとりの教職員がしっかりと子どもと向き合えるようにしていきたいと考えている。</p>	教育部長	教育指導課

	<p>はどのように前進したのか問う。</p> <p>(再問) 病気による特別休暇等による教員不足、産前産後休暇や育児休暇による代替教員が見つからない」状態であると聞いているが、長浜市の実態として、配置できていない学校や教師の数、また、その要因について問う。</p>	<p>現場では、産前産後休暇や育児休暇、病気による特別休暇による代替えが見つからない事例が出ている。現在は30名以上の産前産後休暇や育児休暇取得者がおり、その補充については、何とかやり繰りをしている。また、病気による特別休暇取得者についても数名いるが、何とかやりくりしている現状であり、綱渡りの状態が続いている。他の学校にお勤めの方に、別の学校にも勤務していただけるようお願いして何とか確保できている状態であり、現場における教師を確保するのが難しい状況である。</p> <p>現在、長浜市における教職員数は県費・市費あわせて1,020名おり、県費・市費の会計年度任用職員は約250名であり、そのほとんどが教職員OBである。</p>	教育部長	教育指導課
高山 亨	<p>学力を全体として高めていくには、どの子も取り残さない教育・指導が必要である。そのためには、少人数学級指導が求められるが、ようやく35人学級に進んだものの、今の子どもが抱える課題が多く、一人一人丁寧に関わることが必要とされる現場の状況から言えばまだまだ多い人数である。丁寧な指導をするには、欧米並みの30人以下25人学級をめざすべきところではないかと思うが、市の考えを問う。</p>	<p>義務教育の学校における学級の人数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により決まっているため、国においてしっかりと議論をし、方向性を示されるものと考えている。</p> <p>市教育委員会としては、各校の状況に応じて、少人数の学習指導に関わる指導員や子どもたちに寄り添う支援員の配置を行うことで、きめ細やかな指導体制を構築していきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
高山 亨	<p>6年前、子育て世代への目玉支援策として実現された小学</p>	<p>中学校の給食費無料化については、押谷正春議員にお答えしたとおりである。</p> <p>子育て支援策の一つとして、小学校給食費の無</p>	教育部長	すこやか教育推進課

	<p>校の給食費無料化は、給食費の滞納等の心配をすることなく、すべての子どもが安心して給食を食べ、保護者から大変喜ばれている。長浜市の先駆的役割が高く評価されているところであるが、「義務教育は無償とする」という考えのもと、義務教育段階である中学生にも給食費の無料化をぜひ実現し、安心して子育てができる環境をさらに前進させていくべきではないかと考えるが、その方向性について問う。</p>	<p>料化を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減に取り組んでいるところであるが、この補助事業を中学校まで拡充することについては、現時点では考えていない。</p> <p>小学校給食費補助金の今年度予算は、約2億4,600万円であるが、中学校の給食費を無料化した場合、さらに約1億5,000万円の予算が必要となることから、財源の確保が大きな課題となる。</p>		
	<p>(再問) お金があれば広げていきたいと受け取った。青森市のような大都市でも、給食費の無償化が広がっている。お金があればできる、お金がないからできないではなく、全国の動きをみて、もう一度聞く。</p>	<p>義務教育は無償となっているため、給食費も無償にということであったが、学校給食法では、給食費は保護者の負担とされていることから、本市では子育て施策の一つとして給食費を無料としている。給食費を無料とした当初は、国においても給食費のあり方について議論されていたと思うが、本市では先駆的に取り組んできたところである。無償化については期限を決めて取り組んでいるところも多く、取り組む市町が増えれば、国においても代替措置をしてくれるのではないかと考える。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>すこやか 教育推進 課</p>
<p>高山 亨</p>	<p>昨年7月末福岡県の保育園で、園児のバス放置死事件が起きたことで、バス降車時の点検や登園確認などの安全マニュアルができたはずだが、その教訓が生かされず、またしても、本年9月静岡県の認</p>	<p>本年9月に静岡県で起こった大変痛ましい事故を受け、本市においては、通園バスを運行している市内10園を対象に、バス降車後の確認や登園確認の方法等について、県と共に実地調査を行い、安全管理の面で問題がないことを確認したところである。</p> <p>現在、各園では、園児の通園バスから降車にあたっては、まず、乗車名簿をもとに順に降車させ、その後、バス内の忘れ物確認、最後に、車内消毒と合わせて降車を確認しており、合計3回の置き去り</p>	<p>教育部 長</p>	<p>幼児課</p>

	<p>定こども園での園児バス放置死事件が繰り返された。安全確認強化策として、バスに安全装置設置の義務付けが課されるようであるが、そのことによってこうした重大事故がなくなるのか、他にどのような対策が必要だと考えられるのか、問う。</p>	<p>防止のための確認を実施している。</p> <p>また、欠席連絡がないにも関わらず、登園していない園児の確認については、概ね9時30分頃まで、そのような状況が継続した場合に、保護者へ電話による確認を行い、場合によっては、直接自宅に訪問するなど、状況把握を徹底している。</p> <p>それでもなお、置き去り事案が発生した場合に、園児自らが生命を守る行動が取れるよう、バスのクラクションやハザードランプの点灯等について、経験する取組みを行ったところである。</p> <p>また、静岡県の事案発生後、国において「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられ「所在確認や安全装置の装備の義務付け」が示されたことから、今後、本市においても、国の関連予算の補正状況を見ながら、安全装置の設置を進めていくが、この安全装置は、あくまでもヒューマンエラーを補完するものである。</p> <p>これまでも、そして今後も、最も重要なのは、関係者による安全の確認である。運転手、添乗する職員など、関係職員が「幼い生命を守る」という強い気持ちのもと、1つひとつの責任を果たすことで、重大な事故を防ぎ、安心安全な園運営に努めていく。</p>		
	<p>(再問)なぜ、このような事故が起きてしまったのか。その原因をどのように考えているか。</p>	<p>通常運行ではない、イレギュラーな状況で起きていると考える。通常とは違う状況でも、それぞれの職員が職務を全うすることが大事である。</p> <p>職員の思い込みにより、確認作業をおろそかにすることがないようにしなければならない。また、第三者による確認がなされるような体制とすることが重要だと考えており、そのような体制がとれるように取り組んでいく。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>幼児課</p>
<p>高山 亨</p>	<p>バス放置事故に限らず、保育園等では、日々様々な事故が起きている。子どもたちが元気に動き回るほど、当然のごとく、けがなどの事故は起きるわけであるが、内閣府子ども・子育て本部の調査でも、</p>	<p>本市では、子どもたちが日々安心して、園での生活が送れるよう国の基準に加え、市独自の基準に基づき手厚い職員配置を行っている。</p> <p>しかしながら、社会事情等の変化から、乳児保育や朝と夕方の延長保育の需要が高まり、そのため保育者が十分確保できない状況である。</p> <p>少しでも園現場の改善につながるよう、令和4年度からは保育士資格を有しない保育補助者の配置も行っている。</p> <p>なお、処遇改善と配置基準の見直しについては、</p>	<p>教育部 長</p>	<p>幼児課</p>

	<p>重篤事故がここ数年急増しているという数字が出ている。</p> <p>それはなぜなのか、要因は色々あるであろうが、根本には保育士の人数に余裕がないことが様々なところから指摘をされている。保育士の国の配置基準が4～5歳児では70年間変わっていないなど、主要国でも極めて低い基準のままであり、今だからこそ配置基準の見直しを求める声が高まっている。愛知県で始められた『子どもたちに、もう一人保育士を！』という運動が、全国に広がり始めている。保育士配置基準を大幅に引き上げることこそ、こうした重大事故を再び繰り返さないことにつながると思うが、市の考えを問う。</p>	<p>県から国へ毎年要望を上げていただいております、市としても、子どもたちが安心安全に過ごせる園運営ができるよう人材確保に努めていく。</p>		
	<p>(再問) 職員確保の努力は評価するが、保育士のなり手不足は、保育現場に余裕がない状況であるため、避けられているのではないか。</p> <p>保育士の定員を増やす努力を引続きお願いしたい。</p>	<p>会計年度任用職員の募集を通年行っているが、応募がない状況である。そのため、産休・育休職員への補充も困難な状況になっている。</p> <p>待機児童0を目指し、少ない職員で対応しており、現場には、無理を強いている状況であり、負のスパイラルの状態である。</p> <p>現職員数で、余裕ある職場とするためには、入園児童数を制限せざるを得ないが、本市としては保護者の入園への高いニーズに答えるべく、優先して対応している現状であることをご理解いただきたい。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>幼児課</p>

藤井 登	全国学力テストにおける、行き過ぎた対策についてどのように考えるのか問う。	高山亨議員への答弁のとおりであるため、初問省略。	教 育 長	教育指導課
	(再問) 発言順位上位者への答弁を踏まえ、教育長は「行き過ぎた対策」を行うべきではないとの考えだが、真の学力を問う勉強法についてどのように考えるのかを問う。	子どもの学力の定着を測るためには、定期テストなどがあるので、その対策をしっかりと子どもたちが行い、教員も授業改善に役立てていくことが必要であると考え。全国学力テストも「生きる力」を測る一つの指標であり、そのために過去の問題を解くことについて問題はないと考える。ただし、授業時間を削ってまでの「行き過ぎた対策」はすべきでないと考える。	教 育 長	教育指導課
	(再々問) 「行き過ぎた対策」でなければ、過去の問題を解くことは、問題はないのかを問う。	学力の定着を測る指標の一つとして、過去の問題を扱う学校もあり、その場合は、「行き過ぎた対策」とはならないと考える。	教 育 長	教育指導課
藤井 登	小学校でのがん教育のその後について、現場からどのような声があがっていたのか問う。	小学校現場からは、児童の発達状況や家庭背景を考えると、「がん体験者」の方からの話を聞くよりも、「健康や命を大切に学習」の中で、生活習慣病の一つとして、「がん」についての基礎的な知識を培うことが望ましいという声を聞いている。	教 育 長	すこやか教育推進課
藤井 登	ある先生からは、「がんという響きで躊躇してしまう。」 「他の学校の動きをみている。」などのお話を聞いている。 もっと積極的に向き合っていたきたいが、教育委員会の今後の対応について問う。	6月議会でもお答えしたが、教育委員会としては、小学校では、「健康や命を大切に学習」の中で、生活習慣病の一つとして「がん」についての基礎的な知識を培い、中学校では、より専門的な内容を学習することで、9年間の義務教育を通じ、段階的に知識の習得を図っていきたいと考えている。 今後も児童生徒が各々の生活習慣に関心を持ち、「がん」について正しい知識を習得できるよう、学校での教育活動を展開していきたいと考えている。	教 育 長	すこやか教育推進課
	(再問) 実際、小学校の先生方からは、「自分たちの学校が、先頭に立って実施していくことに抵抗があると聞	小学校の先生方に、藤井議員所属の近江の会の「がん教育」の活動内容を、具体的に知ってもらうことが大切であると考えている。 中学校における「がん教育」の指導現場の内容を、そのまま小学校で実施するのは、少し難しい	教 育 長	すこやか教育推進課

	<p>いている。「がん教育」について現場との乖離があるのではないかと思うが、その点どのように考えているか。</p>	<p>のかとも思われる。</p> <p>今後は、がん経験者の方々からのプレゼンを小学校の先生方に見ていただき、知ってもらおうことが大切だと考えている。</p>		
	<p>(再々問)「がん専門医」と「がん経験者(がんサバイバー)が一体となってがん教育を実施しているのは、全国的にも珍しく、子どもたちにも貴重な体験だと思う。</p> <p>プレゼンをする機会があれば、すぐにできる状況であるが、こういう機会はもらえるのか。</p>	<p>今後、教育委員会の担当と小学校との連携を深めて、進めていきたい。</p>	教育長	すこやか教育推進課
藤井 登	<p>学区についての見直しがあったので、再度質問する。</p> <p>学区の変更について、三の宮北自治会は20年以上前、神前栄自治会は4年前、御坊東自治会は半年前に教育委員会にお願いしたと聞いているが、今まで進まなかった通学区域問題が、動き出した理由を問う。また、今後の変更予定などについても問う。</p>	<p>これらの隣接する3自治会区については、異なる時期ではあるが、住民の総意として自治会より要望をいただいております、それぞれ学区外就学により就学校を変更していた。現在の状況は、三の宮北自治会区の児童はすでに長浜小学校に就学しており、他の2自治会区については、小学校に就学する学齢の児童、就学前の児童がおらず、学区に関しては児童、ご家族への影響がない状況である。加えて、地理的な条件や就学校、この場合は長浜小学校と長浜北小学校となるが、これらの学校の児童数の推移から総合的に判断し、今回、実態に合わせた学区に改正した。</p> <p>今後についても、自治会の総意であること、児童への影響が極力ないこと、地理的要件や児童数の推移、小中学校の学区の在り方など総合的に判断していきたいと考えている。</p>	教育部長	教育指導課
	<p>(再問) 20年以上前の三の宮北自治会などでは、覚えている方も少ないと考えられるが、自治会や学校の校長からは、事前に変更の情</p>	<p>今年、要望が上がってきた自治会の方以外にも、自治会住民の方々から話を伺う機会は特に設けていないが、自治会要望として継続されてはいなかったものの、学区の変更を希望されているという地域の事情については、教育委員会事務局内でも共有を続けてきた。</p>	教育部長	教育指導課

	<p>報はなかったと聞いており、協議の必要があったのではないかと。最低でも校長は決定までに協議に入っている必要があるのではないかと。</p>	<p>学校教育法施行令では、児童生徒が就学すべき学校の区域については教育委員会が指定するとされているため、今後も地域の思いや子どもの思いの把握に努めていきたいと考える。質問の中に出てきた、学校の校長にも協議に入っていた方が良かったのではないかとということについては、そこまで思いが至らなかったという点で反省点としたい。</p>		
	<p>(再々問) 例えばびわ町と他の地域など、すでに長浜市となっていることから、学区の編成をする可能性はあるのか。</p>	<p>自治会の総意であること、児童生徒への影響がないこと、地理的要件や児童生徒数の推移から、校舎がパンクしそうなところに、さらに行かせてくださいということはありません。総合的な判断をして決定していきたい。</p>	教育部長	教育指導課
藤井 登	<p>11月10日市内の中学校で、生徒が同級生に対して、暴力を働き、逮捕される事案が発生した。事件を未然に防止するためにも、日常的に何が合ったかを検証する必要があると考える。また、教育部長はその事実を知ったのが、11月15日と総務教育常任委員会で答弁されているが、あまりにも現場からの報告が遅いようにも感じる。また、議員に連絡があったのもプレスリリース直前と、こちらも遅いように思える。事案の経緯を含めた検証結果と伝達について、そして今後の対応について問う。</p>	<p>まずは、被害生徒の一日も早い回復を願っている。</p> <p>暴力事案は11月10日(木)に発生し、その事案について翌日に当該校から教育委員会へ報告を受け、その後、11月15日(火)には逮捕事案と確認した。</p> <p>当該校から教育委員会への報告は、学校が病院を受診した被害生徒のけがの状況を把握したり、関係生徒や職員から起因や内容の事実確認をしたりすることで、時間を要したとのことであるが、事案発生後、速やかに教育委員会へ一報を入れるべきであったと考えている。</p> <p>また、教育委員会内で情報共有が遅れた原因は、どの程度の事案をどこまで報告すべきか明確でなかったことだと考えている。</p> <p>このことを踏まえ、教育委員会においては、さらにリスク管理意識を高め、報告のルールを徹底し、早期に情報が共有できるよう努めていく。</p> <p>また、この事案を受けて開催した臨時校長会では、市内すべての小中義務教育学校の校長に対し、関係機関との連携や連絡を迅速に行うことなどを指示した。</p>	教育部長	教育指導課
	<p>(再問) 教育委員会には、教育危機管理マニ</p>	<p>報道については、警察からの情報提供であったため、こちらからの意見は差し控えさせていただ</p>	教育部長	教育指導課

	<p>マニュアルがあるが、教育長は翌日に知ったとのことだが、市民に対する報道を含め、あまりにも報道されるのが遅いのではないかと個人的に感じる。そのあたりの危機管理意識について、どのようにお考えか。</p>	<p>く。危機管理マニュアルについては、どういう事案については、どこまでしっかりと連絡する、報告するということが書いてあるので、それに基づき、再度点検をし直し、今後は対応をしていきたい。</p>		
	<p>(再々問) あまりにも議員なり市民に報告されるのが遅いと感じる。教育長自身に法令遵守や説明責任や情報公開の意識について、もう少し早く対応できるような形で考えていただきたい。今から再度検討するのではなく、すでに教育委員会に危機管理マニュアルがあるのだから、それにのっとり、この事案についてもきちんと対応すべきでなかったのか。これをもう一回検証して対応していきたいでは、遅すぎる。マニュアルがあるわけだから、これをしっかり使うということが大事だと思うが、具体的な話を聞かせていただきたい。</p>	<p>この事案が起こった11月10日の時点では、逮捕事案ではない。暴力事案であり、逮捕は15日の朝である。15日の朝、警察から市に逮捕したという情報が入ってきたのが、9時30分頃である。それから対応したということで、逮捕事案を最初から知っていたということではない。警察からも、これから逮捕するという情報はいただけないので、15日に逮捕されたことを知ってから、皆様方に報告をしたということである。その部分については、何ら対応が遅れていないと考えている。ただし、事前に重大な事故があった、そのことに関して報告が遅れたということに関しては、十分にできていなかったと思っている。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育指導課</p>
<p>藤井 登</p>	<p>静岡県の認定こども園では9月5日、この園に通う園児が通園バスの中に約5時間にわたり置き去りにされ、熱中症で</p>	<p>高山亨議員への答弁のとおりであるため、初問省略。</p>	<p>教育部長</p>	<p>幼児課</p>

	<p>死亡した。滋賀県内においては今年3月、車内に置き去りにされる事案が起きている。</p> <p>その事を踏まえ、本市においては事故を起こさないための対策をどのようにされているか、また課題などについても問う。</p>			
	<p>(再問) ヒューマンエラーを減らすための新たな技術についての報道もあるが、長浜市としてこのような技術を検証していく考えはあるか。</p>	<p>議員が言われているものだけでなく、様々な製品についての報道もある。これらの情報については注視しているところであり、事故防止に対して有効なものは何か、しっかりと研究していきたいと考えている。</p>	教育部長	幼児課
藤井 登	<p>滋賀県において夜間中学および多様な学びに関する協議会が行われており、三日月知事も前向きである。</p> <p>本市においても、夜間中学および多様な学びを必要とする人への支援は、重要と考えるが見解を問う。</p>	<p>夜間中学および多様な学びを必要とする方に、学びの機会を確保することは、重要なことと考えている。</p> <p>現在、滋賀県では、県と県内19市町により、夜間中学および多様な学びに関する担当者会議や教育長協議会が行われている。</p> <p>また、会議では、設置主体、設置場所、設置時期、学習内容、学習方法について協議が進められており、令和5年3月には、『夜間中学および多様な学び』の機会を保障する施設の「在り方」を決定することになっている。</p> <p>本市としては、県が示す方向性に寄りながら、夜間中学および多様な学びを必要とする方への支援について、他課と連携しながら、また、県や県内各市町とも連携しながら、検討を進めていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 令和4年5月31日に滋賀県における夜間中学及び多様に学ぶ協議会が行われているが、長浜市が出席していない理由を問う。</p>	<p>当該会議には、別の公務があり、出席できなかった。そのため、別の担当者が出席しており、会議の詳細については、報告を受けている。</p>	教育長	教育指導課

<p>村山 さおり</p>	<p>小学校の支援学級と療育教室では活動内容が異なるため、保護者の方の不安を取り除くためにも就学後も就学前と同様の支援を受ける体制はできないのか問う。</p>	<p>発達に支援を要する子どもの増加に伴い、支援のニーズは質・量ともに年々増加の傾向にある。</p> <p>学校以外の相談機関としては、浅井支所にある「長浜市教育センター教育相談室の発達支援グループ」としょうがい福祉課内にある「発達支援室」があり、義務教育の期間は、この2か所に対応しており、重層的な相談体制を整備している。</p> <p>「長浜市教育センター」には、学校現場での経験のある相談員を配置し、市内小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に子どもの発達にかかる相談の体制を整えており、「発達支援室」には、発達に支援を要する方の支援方法や、アセスメントの手法について知識と技術を有する公認心理師等の専門職を配置し、全年齢の発達に関する相談の窓口として相談対応をしている。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育指導課</p>
<p>村山 さおり</p>	<p>現在、市内各小中学校の特別支援学級については、特別支援学校教員免許を取得している方が受け持っているのか問う。</p>	<p>現在、市内小中学校および義務教育学校における特別支援学級の担任は86名おり、そのうち特別支援学校教諭免許の取得者は24名であり、約28%の取得率である。</p> <p>専門的な知識をもったうえで、指導にあたることは重要であると考えているため、本市においても、大学院への修学や通信教育などにより、免許の取得をすすめているところである。</p> <p>また、校種間交流の制度を利用して特別支援学校へ勤務することにより、専門性の向上を図っている。</p> <p>さらに、県総合教育センターや市教育センター主催の特別支援教育に係る研修もあるため、様々な制度を活用して、特別支援教育に関わる教員の専門性を高めていきたいと考えている。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育指導課</p>
<p>村山 さおり</p>	<p>市として病児保育のニーズの現状はどのように把握しているのか問う。</p>	<p>本市では、病気の子どもの自宅を自宅で保育することが困難な場合に、病院等において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備するため、民間事業者に補助金を交付し、運営を支援している。</p> <p>現在、本市には、市から運営補助を行っている『病児対応型』の事業所が1か所、『病後児対応型』の事業所が1か所あり、これらの事業所からの日頃の事業運営の相談や補助金手続きの際に、現状の把握に努めている。</p> <p>なお、公益財団法人の児童育成協会から支援を</p>	<p>教育部長</p>	<p>幼児課</p>

		受けている『病児対応型』の事業所が1か所あるが、現在事業を休止されている。		
	(再問) 病児対応型事業所の休止理由を教えてください。	看護師の配置ができない状況となったためと聞いている。	教育部長	幼児課
村山 さおり	市として施設の拡充とそれに伴う人員確保に必要な補助を行うことについて問う。	病児保育事業は、子ども・子育て支援法に規定する「地域子ども・子育て支援事業」の1つとして位置付けられ、国や県の「子ども・子育て交付金」や関係補助金を活用し、民間事業所に関係経費の補助を行っている。 今後は、民間事業所におけるニーズ拡大への対応として、施設の拡張等実施される際には、国や県の交付金・補助金を最大限活用し、支援していきたいと考えている。 また、現在の運営補助が、利用人数に比例して給付額が増加する仕組みであることから、施設の拡張により、利用人数が増加することで、安定した事業運営につながることを期待される。	教育部長	幼児課
村山 さおり	働き続けたい保護者の方、家で子どもと過ごしたい保護者の方、どちらにも寄り添える保育環境にしていくために施策を検討される考えがないのか問う。	保育所や認定こども園長時部については、共働きや出産を控えているなど保育の必要性の高い方から入所いただいている。 就労の要件で入所を申込みされた方の中には、定員超過のために入所できない場合もあるため、一時預かりサービスや保育ルームなどの受け皿を設けて支援を図っているところである。 また本市では、妊娠・出産要件による入所期間を国の基準より拡充し、産前3か月から産後6か月まで延長しており、その後は、引き続き在園するために職場復帰などで入所要件を変更されるか、育児休暇を取得中の方には退園して家庭保育をしていただくことになる。 退園による子どもの環境変化や乳児を抱える中での家庭保育の負担など、保護者の意見を参考にしながら、子育て世帯のニーズに沿った保育制度について検討を進めたいと考えている。	教育部長	幼児課
村山 さおり	園で日々園児たちを大切に預かってくれている保育士の就労環境改善のためにも、保育士の人員不足解消に抜本的な施	高山亨議員への答弁のとおりのため、初問省略。	教育部長	幼児課

	策の検討をされているのか問う。			
	(再問) 保育士の給与の増額は考えていないのか。	県内他市町と比較して、給与水準は上位であり、現段階での増額は考えていない。それ以外の施策について研究していきたい。	教育部長	幼児課
橋本 典子	物価が高騰しており、食材の高騰分については、6月の補正予算で対応されたが、それ以後も様々な物価上昇の影響により、厳しい予算状況が予想される。質や量が落ちない給食の提供はできているのか問う。	物価高騰により給食の材料費も例年より増加しているが、子どもたちには、「学校給食摂取基準」に基づき、給食の質や量に影響を及ぼすことなく、給食を提供できており、子どもたちが楽しみにしているデザート回数も減らすことなく対応しているところである。 引き続き、月ごとに材料費の支払い状況を確認し、適正な予算の執行と安定した給食の提供に努めていく。	教育部長	すこやか教育推進課
橋本 典子	現在2つの給食センターに、県費の学校栄養教諭が5人、市の栄養士が1人勤務されている。学校栄養教諭はそれぞれ、小学校や中学校に在籍され、学校ごとの行事に参加しながら、栄養指導を実践されているが、その活動状況の現状と課題について問う。	本市における栄養教諭の活動は、学校給食の献立作成や給食センターの衛生管理、食物アレルギー対応などの給食管理業務を担うとともに、給食時間における給食指導、5年生の全クラスへの朝ごはん指導、また、家庭科や総合的な学習の時間に、担当教諭と連携しながら食育指導も行っている。 コロナ禍で、給食時間における食育指導が難しくはなったが、栄養教諭が作成した食育に関する動画を給食時間に見てもらうなど、工夫しながら取り組んでいるところである。 今後とも、学校や家庭と連携を取りながら、計画的で継続的な食育指導が必要と考える。	教育部長	すこやか教育推進課
	(再問) 学校全体への食育活動や栄養指導を充実させているが、現在の人数では余力がないのではないのか。	本市では、学校や園の協力のもと、全ての小学校で栄養教諭が、幼稚園では市の栄養士が計画的に食育指導を行っている。栄養教諭の配置基準の見直しや現状を踏まえた栄養教諭の加配などの対応について、国に対し働きかけるよう県に要望を行っているところである。 また、市としても、給食管理業務の効率化はもとより、栄養指導を充実させるため、デジタル技術やICTの活用など積極的に取り組んでいきたいと考えている。	教育部長	すこやか教育推進課

	<p>(再々問) 市内での栄養教諭の交流はされているか</p>	<p>栄養教諭は北部に2人、南部に3人、管理栄養士が1人おり、全てが参加して協議を行っている。給食センターに勤務しているため、協力しながら進めている。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>すこやか 教育推進 課</p>
--	---------------------------------	---	------------------	----------------------------